

生駒市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成 18 年 3 月 9 日

生駒市長 山 下 真

生駒市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

生駒市国民健康保険税条例（平成 12 年 3 月生駒市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「50 万円」を「53 万円」に改める。

第 6 条中「100 分の 1」を「100 分の 1.5」に改める。

第 7 条中「3,600 円」を「4,800 円」に改める。

第 8 条中「4,800 円」を「6,000 円」に改める。

第 12 条中「50 万円」を「53 万円」に、「2,160 円」を「2,880 円」に、「2,880 円」を「3,600 円」に、「1,440 円」を「1,920 円」に、「1,920 円」を「2,400 円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の生駒市国民健康保険税条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成 18 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 17 年度分ま

での国民健康保険税については、なお従前の例による。

3 平成18年度分の国民健康保険税に係る新条例第2条第2項及び第12条の規定の適用については、これらの規定中「53万円」とあるのは、「51万円」とする。

4 平成19年度分の国民健康保険税に係る新条例第2条第2項及び第12条の規定の適用については、これらの規定中「53万円」とあるのは、「52万円」とする。